



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令
  - \*1 和歌山県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課)..... 1
  - \*2 地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 2
  - \*3 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 2
- 訓令
  - \*1 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令 (監察査察課)..... 3
  - \*2 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 4
  - \*3 和歌山県公営企業公印規程の一部を改正する訓令 (公営企業課)..... 5
  - \*4 和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 5
  - \*5 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 6
- 公営企業管理規程
  - \*1 和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程 ..... 8
  - \*2 和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程 ..... 9
  - \*3 和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程 ..... 9

## 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和教委訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般  
振興局  
保健所  
警察署

和歌山県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

和歌山県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

和歌山県青少年総合対策本部設置規程（昭和41年和歌山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように

和歌山県警察本部訓令

改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局)	(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、事務局を共  
生社会推進部に置く。  
2 略

第8条 本部の事務を処理するため、事務局を環  
境生活部に置く。  
2 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令  
和教委訓令第2号  
和歌山県警察本部訓令

庁中一般  
振興局  
保健所  
警察署

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平  
和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉  
和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

地方青少年対策部規程（平成10年和歌山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

和歌山県警察本部訓令

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局) 第5条 略 2 略 3 局長は、振興局 <u>地域づくり部長</u> をもって充てる。 4 事務局の職員は、振興局 <u>地域づくり部</u> 総務県民課人権・県民グループに属する職員をもって充てる。 5 略	(事務局) 第5条 略 2 略 3 局長は、振興局 <u>地域振興部長</u> をもって充てる。 4 事務局の職員は、振興局 <u>地域振興部</u> 総務県民課人権・県民グループに属する職員をもって充てる。 5 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令  
和教委訓令第3号  
和歌山県警察本部訓令

庁中一般  
振興局  
保健所  
警察署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉  
和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程 (平成11年和歌山県教育委員会訓令第1号) の一部を次のよう

和歌山県警察本部訓令

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。</p> <p>(1) 事務局長及び事務局次長は、それぞれ<u>共生社会推進部</u>の部長及び次長の職にある者をもって充てる。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 事務局に<u>こども未来課</u>を置く。</p> <p>3 前項の課は、<u>共生社会推進部こども未来課</u>をもって充てる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 幹事は、次の表の課室長の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">知事部局</td> <td>                     広報課 総務課 危機管理消防課 企画課 文化学術課 地域振興課 脱炭素政策課 県民生活課 子育て未来課 こども支援課 社会福祉課 薬務課 商工企画課 労働政策課 農林水産振興課 国土整備政策課                 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	知事部局	広報課 総務課 危機管理消防課 企画課 文化学術課 地域振興課 脱炭素政策課 県民生活課 子育て未来課 こども支援課 社会福祉課 薬務課 商工企画課 労働政策課 農林水産振興課 国土整備政策課	略		<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。</p> <p>(1) 事務局長及び事務局次長は、それぞれ<u>環境生活部</u>の部長及び次長の職にある者をもって充てる。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 事務局に<u>青少年・男女共同参画課</u>を置く。</p> <p>3 前項の課は、<u>環境生活部の青少年・男女共同参画課</u>をもって充てる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 幹事は、次の表の課室長の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">知事部局</td> <td>                     広報課 総務課 企画総務課 文化学術課 県民生活課 青少年・男女共同参画課 福祉保健総務課 子ども未来課 薬務課 商工観光労働総務課 労働政策課 農林水産総務課 国土整備総務課                 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	知事部局	広報課 総務課 企画総務課 文化学術課 県民生活課 青少年・男女共同参画課 福祉保健総務課 子ども未来課 薬務課 商工観光労働総務課 労働政策課 農林水産総務課 国土整備総務課	略	
知事部局	広報課 総務課 危機管理消防課 企画課 文化学術課 地域振興課 脱炭素政策課 県民生活課 子育て未来課 こども支援課 社会福祉課 薬務課 商工企画課 労働政策課 農林水産振興課 国土整備政策課								
略									
知事部局	広報課 総務課 企画総務課 文化学術課 県民生活課 青少年・男女共同参画課 福祉保健総務課 子ども未来課 薬務課 商工観光労働総務課 労働政策課 農林水産総務課 国土整備総務課								
略									

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令

和歌山県考査規程 (昭和40年和歌山県訓令第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、職員の下線したサービスの提供等について考査</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、職員の下線したサービスの提供等について考査</p>

及び指導（以下単に「考査」という。）を行うことによつて職員の綱紀を正し、事務の適正を確保し、もつて県政の厳正な運営に資することを目的とする。

（考査事項）

第2条 考査は、次に掲げる事項について行う。

(1)～(3) 略

（資料の提出等）

第3条 総務部長及び考査担当参事は、考査の実施上必要があるときは、関係部（局）課（室）長及び地方機関の長（以下「所属長」という。）若しくは職員から資料の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

（所属長の義務）

第4条 所属長は、考査上必要と認める事項があるときは、速やかに総務部長又は考査担当参事に報告しなければならない。

2 略

（考査結果等の措置）

第5条 総務部長及び考査担当参事は、考査の状況、結果等について知事に報告するものとする。

2 総務部長及び考査担当参事は、考査した結果必要があると認めるときは、知事の指示を受けて所属長に適切な措置を求めることができる。

3 所属長は、前項による措置のてん末を総務部長又は考査担当参事に報告しなければならない。

（考査の事務）

第7条 考査の事務は、人事課及び考査課において行うものとする。

及び指導（以下「考査」という。）を行なうことによつて職員の綱紀を正し、事務の適正を確保し、もつて県政の厳正な運営に資することを目的とする。

（考査事項）

第2条 考査は、次に掲げる事項について行なう。

(1)～(3) 略

（資料の提出等）

第3条 監察查察監及び総務部長は、考査の実施上必要があるときは、関係部（局）課（室）長及び地方機関の長（以下「所属長」という。）若しくは職員から資料の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

（所属長の義務）

第4条 所属長は、考査上必要と認める事項があるときは、速やかに監察查察監又は総務部長に報告しなければならない。

2 略

（考査結果等の措置）

第5条 監察查察監及び総務部長は、考査の状況、結果等について知事に報告するものとする。

2 監察查察監及び総務部長は、考査した結果必要があると認めるときは、知事の指示を受けて所属長に適切な措置を求めることができる。

3 所属長は、前項による措置のてん末を監察查察監又は総務部長に報告しなければならない。

（考査の事務）

第7条 考査の事務は、監察查察課及び人事課において行なうものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程（昭和42年和歌山県訓令第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 幹事は、<u>総務管理局长、人事課長及び考査課長</u>をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>考査課</u>において処理する。ただし、和歌山県職員表彰規程に基づく表</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 幹事は、<u>監察查察課長、総務管理局长及び人事課長</u>をもって充てる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>監察查察課</u>において処理する。ただし、和歌山県職員表彰規程に基づく</p>

彰、地方公務員法の規定による職員の勤務成績の評価並びに職員の退職手当に関する条例第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分に係る事項については、人事課において処理する。

く表彰、地方公務員法の規定による職員の勤務成績の評価並びに職員の退職手当に関する条例第14条から第21条までの規定による退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付に関する処分に係る事項については、人事課において処理する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公営企業公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業公印規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公印の新調、改刻及び廃止） 第3条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、和歌山県公営企業の管理者の権限を行う知事の決裁を受けなければならない。この場合において、公印の管守責任者が和歌山県工業用水道管理センター所長（以下「センター所長」という。）であるものについては、<u>商工労働部商工労働政策局公営企業課長</u>（以下「<u>公営企業課長</u>」という。）においてその事務手続を行うものとする。</p>	<p>（公印の新調、改刻及び廃止） 第3条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、和歌山県公営企業の管理者の権限を行う知事の決裁を受けなければならない。この場合において、公印の管守責任者が和歌山県工業用水道管理センター所長（以下「センター所長」という。）であるものについては、<u>商工観光労働部商工労働政策局公営企業課長</u>（以下「<u>公営企業課長</u>」という。）においてその事務手続を行うものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（被服等の取扱責任者） 第2条 被服等の貸与等の事務を行わせるため、<u>商工労働部商工労働政策局公営企業課</u>（以下「<u>公営企業課</u>」という。）及び和歌山県工業用水道管理センター（以下「センター」という。）</p>	<p>（被服等の取扱責任者） 第2条 被服等の貸与等の事務を行わせるため、<u>商工観光労働部商工労働政策局公営企業課</u>（以下「<u>公営企業課</u>」という。）及び和歌山県工業用水道管理センター（以下「センター」という。）</p>

に被服等取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。 2 略	。）に被服等取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。 2 略
-----------------------------------	-------------------------------------

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般  
各 かい  
各 地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（発注事務の処理）</p> <p>第9条 集中調達機関の長は、前条の規定による物品の発注事務の処理の依頼があったときは、審査の上、速やかに、物品発注書（別記第4号様式）により当該単価契約に基づく物品の発注事務を処理するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（集中調達機関の所管）</p> <p>第13条 集中調達物品の調達に関し集中調達機関の所管は、会計局総務事務集中課にあっては本庁の各課（課に相当する組織を含み、<u>商工労働部商工労働政策局公営企業課を除く。</u>）、各種委員会等（公安委員会を除く。）及びかい（各振興局及び警察本部会計課が所管するかいを除く。）、各振興局にあっては各かい、警察本部会計課にあっては警察本部の各課及びかいとする。ただし、本庁の各課が所管するかい以外の地方機関（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「行政組織規則」という。）第3条第2項第2号に規定する地方機関をいう。以下同じ。）については、各振興局の所管とすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第2（第13条関係） 集中調達物品の調達に関する集中調達機関の所管</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">所管するかい等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計局総務事務集中課</td> <td>海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター ジェンダー平等推進センター 中央児童相談所 DV相談支援センター 障害児者サポートセンター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所管するかい等	会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター ジェンダー平等推進センター 中央児童相談所 DV相談支援センター 障害児者サポートセンター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校	<p>（発注事務の処理）</p> <p>第9条 集中調達機関の長は、前条の規定による物品の発注事務の処理の依頼があったときは、審査の上、速やかに、物品発注書（別記第6号様式）により当該単価契約に基づく物品の発注事務を処理するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（集中調達機関の所管）</p> <p>第13条 集中調達物品の調達に関し集中調達機関の所管は、会計局総務事務集中課にあっては本庁の各課（課に相当する組織を含み、<u>商工観光労働部商工労働政策局公営企業課を除く。</u>）、各種委員会等（公安委員会を除く。）及びかい（各振興局及び警察本部会計課が所管するかいを除く。）、各振興局にあっては各かい、警察本部会計課にあっては警察本部の各課及びかいとする。ただし、本庁の各課が所管するかい以外の地方機関（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「行政組織規則」という。）第3条第2項第2号に規定する地方機関をいう。以下同じ。）については、各振興局の所管とすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第2（第13条関係） 集中調達物品の調達に関する集中調達機関の所管</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">所管するかい等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計局総務事務集中課</td> <td>海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所管するかい等	会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等
区分	所管するかい等								
会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター ジェンダー平等推進センター 中央児童相談所 DV相談支援センター 障害児者サポートセンター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校								
区分	所管するかい等								
会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀北家畜保健衛生所） 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等								

	桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山商業高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所		学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山商業高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所
那賀振興局	那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 研究推進課 (農業試験場、果樹試験場かき・もも研究所、水産試験場内水面試験地) 鳥獣害対策課 (農作物病害虫防除所、農作物病害虫防除所紀の川駐在) 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校 岩出警察署 (※1)	那賀振興局	那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 農林水産総務課 (農業試験場、果樹試験場かき・もも研究所、水産試験場内水面試験地) 果樹園芸課 (農作物病害虫防除所、農作物病害虫防除所紀の川駐在) 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校 岩出警察署 (※1)
略	略	略	略
有田振興局	有田振興局 紀中県税事務所 研究推進課 (果樹試験場) 鳥獣害対策課 (農作物病害虫防除所有田川駐在) 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校 有田湯浅警察署 (※1)	有田振興局	有田振興局 紀中県税事務所 農林水産総務課 (果樹試験場) 果樹園芸課 (農作物病害虫防除所有田川駐在) 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校 有田湯浅警察署 (※1)
日高振興局	日高振興局 研究推進課 (農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場養鶏研究所) 鳥獣害対策課 (農作物病害虫防除所みなべ駐在) 農林大学校 (農林大学校就農支援センター) 日高高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校 御坊警察署 (※1)	日高振興局	日高振興局 農林水産総務課 (農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場養鶏研究所) 果樹園芸課 (農作物病害虫防除所みなべ駐在) 農林大学校 (農林大学校就農支援センター) 日高高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校 御坊警察署 (※1)
西牟婁振興局	西牟婁振興局 災害対策課 (防災航空センター) 紀南県税事務所 消費生活センター (消費生活センター紀南支所) 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 観光振興課 (世界遺産センター) 研究推進課 (林業試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所) 農林大学校 (農林大学校林業研修部) 教育センター学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀はまゆう支援学校 図書館 (紀南図書館) 紀南教育事務所 田辺警察署 (※1) 白浜警察署 (※1)	西牟婁振興局	西牟婁振興局 災害対策課 (防災航空センター) 紀南県税事務所 消費生活センター (消費生活センター紀南支所) 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 観光振興課 (世界遺産センター) 農林水産総務課 (林業試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所) 農林大学校 (農林大学校林業研修部) 教育センター学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀はまゆう支援学校 図書館 (紀南図書館) 紀南教育事務所 田辺警察署 (※1) 白浜警察署 (※1)
東牟婁振興局	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセンター 紀南児童相談所 (紀南児童相談所新宮分室) なぎ看護学校 研究推進課 (畜産試験場、水産試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所東牟婁支所) 砂防課 (土砂災害啓発センター) 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 紀南教育事務所 (紀南教育事務所東牟婁駐在) 新宮警察署 (※1)	東牟婁振興局	東牟婁振興局 環境生活総務課 (南紀熊野ジオパークセンター) 紀南児童相談所 (紀南児童相談所新宮分室) なぎ看護学校 農林水産総務課 (畜産試験場、水産試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所東牟婁支所) 砂防課 (土砂災害啓発センター) 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 紀南教育事務所 (紀南教育事務所東牟婁駐在) 新宮警察署 (※1)
略	略	略	略

略

略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業組織規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(目的) 第1条 この規程は、和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）第5条に規定する商工労働部の分課等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織) 第2条 商工労働部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(地方機関の設置、名称、位置及び所掌事務) 第4条 商工労働部に次の表の左欄に掲げる地方機関を置き、その管理施設は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(職制及び職務) 第7条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公営企業課</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副主任</td> <td>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(地方機関の職制及び職務) 第8条 略</p>	略	略	略	組織	職	職務	公営企業課	略	略	主任	略	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	略		<p>(目的) 第1条 この規程は、和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）第5条に規定する商工観光労働部の分課等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織) 第2条 商工観光労働部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(地方機関の設置、名称、位置及び所掌事務) 第4条 商工観光労働部に次の表の左欄に掲げる地方機関を置き、その管理施設は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(職制及び職務) 第7条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公営企業課</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(地方機関の職制及び職務) 第8条 略</p>	略	略	略	組織	職	職務	公営企業課	略	略	主任	略	略	
略	略																												
略																													
組織	職	職務																											
公営企業課	略	略																											
	主任	略																											
	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。																											
	略																												
略	略																												
略																													
組織	職	職務																											
公営企業課	略	略																											
	主任	略																											
	略																												



2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
工業用水道管理センター	主任	略
	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	略	

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
工業用水道管理センター	主任	略
	略	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 部長 <u>商工労働部長</u> をいう。 (5)～(7) 略	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 部長 <u>商工観光労働部長</u> をいう。 (5)～(7) 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業公有財産管理規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課長 <u>和歌山県商工労働部商工労働政策局公営企業課長</u> をいう。	(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課長 <u>和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課長</u> をいう。

(2)～(5) 略

(公有財産に関する事務の所掌)

第5条 公有財産の取得、管理及び処分に関する事務は、和歌山県商工労働部商工労働政策局公営企業課（以下「公営企業課」という。）又は和歌山県工業用水道管理センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

(延滞金)

第22条 使用料を納付しなければならない者は、納期限（その使用料に係る納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。）後にその使用料を納付する場合において、地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第4号）第3条の規定による延滞金を加算して納付しなければならない。

2 略

(2)～(5) 略

(公有財産に関する事務の所掌)

第5条 公有財産の取得、管理及び処分に関する事務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課（以下「公営企業課」という。）又は和歌山県工業用水道管理センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

(延滞金)

第22条 使用料を納付しなければならない者は、納期限（その使用料に係る納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。）後にその使用料を納付する場合において、法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第4号）第3条の規定による延滞金を加算して納付しなければならない。

2 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。